　　　静岡市建設工事低入札価格調査要領の一部を改正する要領

　静岡市建設工事低入札価格調査要領（平成15年４月１日施行）の一部を次のように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正前 | 改正後 |
| （調査基準価格の算定方法）  第３条　低入札価格調査を行う場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、建設工事ごとに、次に掲げる額を合計した額（その額が予定価格算出の基礎となった額（直接工事費の額、共通仮設費の額、現場管理費の額及び一般管理費の額の総額をいう。以下同じ。）に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格算出の基礎となった額に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。）に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。  （１）直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額  （２）共通仮設費の額に10分の９を乗じて得た  　　額  （３）現場管理費の額に10分の９を乗じて得た  　　額  （４）一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額  ２・３　（略） | （調査基準価格の算定方法）  第３条　低入札価格調査を行う場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、建設工事ごとに、次に掲げる額を合計した額（その額が予定価格算出の基礎となった額（直接工事費の額、共通仮設費の額、現場管理費の額及び一般管理費の額の総額をいう。以下同じ。）に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格算出の基礎となった額に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。）に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。  （１）直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額  （２）共通仮設費の額に10分の９を乗じて得た  　　額  （３）現場管理費の額に10分の９を乗じて得た  　　額  （４）一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額  ２・３　（略） |

　備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

　　　附　則

　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。